

平成26年第4回東大和市議会定例会会議録第30号

平成26年12月16日(火曜日)

出席議員 (22名)

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 森田真一君 | 2番 | 西川洋一君 |
| 3番 | 尾崎利一君 | 4番 | 実川圭子君 |
| 5番 | 二宮由子君 | 6番 | 大后治雄君 |
| 7番 | 和地仁美君 | 8番 | 関野杜成君 |
| 9番 | 中村庄一郎君 | 10番 | 根岸聡彦君 |
| 11番 | 押本修君 | 12番 | 蜂須賀千雅君 |
| 13番 | 関田正民君 | 14番 | 関田貢君 |
| 15番 | 森田憲二君 | 16番 | 尾崎信夫君 |
| 17番 | 東口正美君 | 18番 | 中間建二君 |
| 19番 | 御殿谷一彦君 | 20番 | 佐竹康彦君 |
| 21番 | 床鍋義博君 | 22番 | 中野志乃夫君 |

欠席議員 (なし)

議会事務局職員 (4名)

| | | | |
|------|-------|-------|-------|
| 事務局長 | 関田新一君 | 事務局次長 | 長島孝夫君 |
| 議事係長 | 尾崎潔君 | 主事 | 須藤孝桜君 |

出席説明員 (16名)

| | | | |
|---------|-------|---------|--------|
| 市長 | 尾崎保夫君 | 副市長 | 小島昇公君 |
| 教育長 | 真如昌美君 | 企画財政部長 | 並木俊則君 |
| 企画財政部参事 | 田代雄己君 | 総務部長 | 北田和雄君 |
| 市民部長 | 関田守男君 | 子ども生活部長 | 榎本豊君 |
| 福祉部長 | 吉沢寿子君 | 環境部長 | 田口茂夫君 |
| 学校教育部長 | 阿部晴彦君 | 社会教育部長 | 小俣学君 |
| 財政課長 | 川口莊一君 | 職員課長 | 原島真二君 |
| 総務部副参事 | 廣瀬裕君 | 土木課長 | 寺島由紀夫君 |

議事日程

第1第9号報告 専決処分の報告について

- 第 2 第 6 7 号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 3 第 6 8 号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 第 6 9 号議案 平成 2 6 年度東大和市一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 5 第 7 0 号議案 平成 2 6 年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 6 第 7 1 号議案 平成 2 6 年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 7 第 7 2 号議案 平成 2 6 年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 8 第 7 3 号議案 平成 2 6 年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 9 第 7 4 号議案 平成 2 6 年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

〔総務委員会審査報告 日程第 1 0～日程第 1 2〕

- 第 1 0 2 6 第 1 1 号陳情 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出に関する陳情
- 第 1 1 2 6 第 1 3 号陳情 川内原発を初めとする原発再稼働に反対し、原発ゼロ政策への転換を求める意見書の提出に関する陳情
- 第 1 2 2 6 第 1 4 号陳情 消費税の増税に反対する意見書提出に関する陳情

〔厚生文教委員会所管事務調査報告 日程第 1 3〕

- 第 1 3 東大和市内保育園及び学童保育所の待機児の現状と課題について

〔建設環境委員会審査・所管事務調査報告 日程第 1 4～日程第 1 8〕

- 第 1 4 第 6 4 号議案 市道路線の変更について
- 第 1 5 第 6 5 号議案 市道路線の一部廃止について
- 第 1 6 第 6 6 号議案 市道路線の廃止について
- 第 1 7 2 6 第 1 2 号陳情 労働者保護ルールの見直しを求める意見書提出に関する陳情
- 第 1 8 市内の橋梁について
- 第 1 9 委第 4 号議案 東大和市議会会議規則の一部を改正する規則
- 第 2 0 議第 7 号議案 東大和市議会広報委員会設置規程の一部を改正する規程
- 第 2 1 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 から第 2 1 まで

午前 9時30分 開議

○議長（尾崎信夫君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（尾崎信夫君） 12月12日に議会運営委員会が開催されておりますので、ここで議会運営委員会委員長、森田憲二議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 森田憲二君 登壇〕

○15番（森田憲二君） おはようございます。

去る12月12日、議会運営委員会が開催されましたので、報告を申し上げます。

日程の追加でございます。

まず1点目は、67号議案、68号議案を追加するということになりました。並びに69号議案から74号議案は追加の内容が同じなもので、一括議題として審議するというように決定しました。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

〔議会運営委員会委員長 森田憲二君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 第9号報告 専決処分の報告について

○議長（尾崎信夫君） 日程第1 第9号報告 専決処分の報告について、本件の報告を行います。報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました第9号報告 専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。

御報告の内容は、平成26年10月2日に発生いたしました集水ます周辺の陥没による自動車事故の損害賠償についてでございます。

議会の議決により指定されました損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分についてに基づき、平成26年11月26日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告申し上げます。

損害賠償額につきましては22万1,778円で、相手方は、小平市小川町1丁目478番地の3、ロイヤルスクエアS-2、杉山康夫氏であります。

事故の概要につきまして御説明申し上げます。

本件は、平成26年10月2日木曜日、午後10時45分ごろ、東大和市多摩湖5丁目2161番1先の市道第244号線において、事故当事者が自動車で制限速度の30キロメートルで走行中、道路端の集水ます周辺が約8センチメートル陥没していたことにより車体がバウンドし、車体の下部が路面と接触してフロントフェンダー下部に傷がついたものであります。

事故の状況から、市の過失が5割といたしまして示談したもので、損害賠償金として、自動車の修理代金44万3,556円の5割に当たる22万1,778円を市が相手方に支払うものであります。

なお、損害賠償金は、社団法人全国市有物件災害共済会の道路賠償責任保険から全額補填される予定であります。

事故後、再発防止のため、集水ます周辺の陥没につきましては補修を完了しております。今後より一層の安全確保に努めてまいります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第9号報告を終了いたします。

日程第2 第67号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（尾崎信夫君） 日程第2 第67号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました議案第67号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の主な改正点であります。期末手当の支給月数を0.25カ月引き上げ、市長及び副市長の期末手当の年間支給月数を年3.95カ月から年4.20カ月とするものであります。

後ほど東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を御提案させていただきますが、職員につきましては、東京人事委員会の勧告に準じて公民較差を是正するための改定を行うために給料月額及び賞与の支給月数の引き上げを行うものであります。特別職におきましても、期末手当の支給月数を職員と合わせた改定を行うものであります。

なお、教育長につきましては、東大和市教育委員会教育長の給与等に関する条例第3条第2項におきまして、「期末手当の額は、市長等の職務にある者の例による」と規定されておりますことから、市長及び副市長の期末手当の支給月数を引き上げることにより、教育長の期末手当の支給月数も市長及び副市長と同様の支給月数に引き上げられるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第3条は期末手当の規定であります。同条第2項第2号及び第3号の改正は、6月及び12月の期末手当を1.85カ月からそれぞれ0.125カ月引き上げ、1.975カ月とするものであります。

最後に、附則であります。

附則第1項は、条例の施行日を公布の日からとするものであります。

なお、改正後の本条例の規定は、平成26年6月1日から適用するものであります。

附則第2項は、期末手当の内払いの規定で、改正前に支払われた期末手当は、改正後の本条例の規定による期末手当の内払いとみなすものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第67号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第3 第68号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（尾崎信夫君） 日程第3 第68号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第68号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の主な改正点であります。東京都人事委員会の勧告に準じて給与改定を行うものであります。

当市の給与制度につきましては、東京都の給与制度に準拠しているところであります。このため、給与改定につきましては、原則的に東京都人事委員会の勧告に準じて行うもので、公民較差を是正するため、給与月額につきましては、平成26年4月に遡及して給与を0.13%引き上げるものであります。

再任用職員以外の職員につきましては、金額にして1人当たりの平均で月額約488円を引き上げるものであります。また、給料の引き上げと連動する各手当を含めた1人当たりの平均は、年額で約7,885円の引き上げ

となるものであります。

なお、再任用職員につきましては、金額にして1人当たりの平均で月額約316円を引き上げるものであります。また、給料の引き上げと連動する各手当を含めた1人当たりの平均は、年額で約4,455円の引き上げとなるものであります。

次に、賞与についてであります。再任用職員以外の職員につきましては勤勉手当を0.25カ月引き上げ、期末手当との合計を年間3.95カ月から4.20カ月とするもので、1人当たりの平均は年額で約9万4,664円の引き上げとなるものであります。

なお、再任用職員につきましては、勤勉手当を0.10カ月引き上げ、期末手当の合計を年2.10カ月から2.20カ月とするもので、1人当たりの平均は、年額で約1万7,866円の引き上げとなるものであります。

以上が主な改正の内容であります。東大和市職員組合との交渉につきましては、労使ともに真摯な協議を重ねた結果、平成26年11月27日に同意をいただいております。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第18条は勤勉手当の規定であります。同条第2項の改正は、係長以下の職員の支給月数を年間で1.60カ月、課長職を年間で2.00カ月、部長職を年間で2.20カ月とするものであります。

また、同条第3項の改正は、再任用の係長以下の職員の支給月数を年間で0.75カ月、課長職及び部長職を年間で0.95カ月とするものであります。

次に、別表第1及び別表第2は、それぞれ行政職給料表（1）及び行政職給料表（2）を定めております。最後に附則であります。

附則第1項は、条例の施行日を公布の日からとするものであります。

なお、改正後の本条例の規定並びに附則第2項及び第3項の規定は、平成26年4月1日から適用するものであります。

附則第2項は、平成26年6月に支給する勤勉手当に関する特例で、平成26年6月に支給する勤勉手当に限り、係長以下の職員の支給月数を0.675カ月、課長職を0.875カ月、部長職を0.975カ月とするものであります。また、再任用の係長以下の職員の支給月数を0.325カ月、課長職及び部長職を0.425カ月とするものであります。

附則第3項は、平成26年12月に支給する勤勉手当に関する特例で、平成26年12月に支給する勤勉手当に限り、係長以下の職員の支給月数を0.925カ月、課長職を1.125カ月、部長職を1.225カ月とするものであります。また、再任用の係長以下の職員の支給月数を0.425カ月、課長職及び部長職を0.525カ月とするものであります。

附則第4項は、給与の内払いの規定で、改正前に支払われた給与は、改正後の本条例の規定による給与の内払いとみなすものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第68号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第4 第69号議案 平成26年度東大和市一般会計補正予算（第5号）

日程第5 第70号議案 平成26年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第6 第71号議案 平成26年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第7 第72号議案 平成26年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

日程第8 第73号議案 平成26年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第9 第74号議案 平成26年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（尾崎信夫君） 日程第4 第69号議案 平成26年度東大和市一般会計補正予算（第5号）、日程第5 第70号議案 平成26年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、日程第6 第71号議案 平成26年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、日程第7 第72号議案 平成26年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）、日程第8 第73号議案 平成26年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、日程第9 第74号議案 平成26年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、以上6議案を一括議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま一括議題となりました第69号議案 平成26年度東大和市一般会計補正予算（第5号）から第74号議案 平成26年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）までの6議案につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の補正予算を提案いたします理由は、さきに議決をいただきました第67号議案及び第68号議案に関連し、特別職を含む職員人件費の増額を内容といたします一般会計及び各特別会計予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

それでは、順次御説明申し上げます。

最初に、第69号議案 平成26年度東大和市一般会計補正予算（第5号）の内容であります。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,875万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ303億4,894万5,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページの「第1表歳入歳出予算補正」につきまして御説明申し上げます。

1の歳入であります。

第17款の繰入金は5,875万4,000円の増額で、財政調整基金取り崩しの増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の議会費は90万5,000円の増額で、職員人件費の増額であります。

第2款の総務費は1,847万2,000円の増額で、職員人件費の増額であります。

第3款の民生費は1,767万1,000円の増額で、職員人件費等の増額であります。

なお、第1項の社会福祉費の中には、職員人件費に係る国民健康保険事業特別会計繰出金108万4,000円の増額、介護保険事業特別会計繰出金162万4,000円の増額、後期高齢者医療特別会計繰出金25万2,000円の増額が含まれております。

第4款の衛生費は320万4,000円の増額で、職員人件費の増額であります。

第6款の農林業費は40万4,000円の増額で、職員人件費の増額であります。

第7款の商工費は54万8,000円の増額で、職員人件費の増額であります。

第8款の土木費は618万2,000円の増額で、職員人件費等の増額であります。

なお、第3項の都市計画費の中には、職員人件費に係る下水道事業特別会計繰出金92万4,000円の増額、土地区画整理事業特別会計繰出金59万9,000円の増額が含まれております。

4ページをごらんいただきたいと存じます。

第10款の教育費は1,136万8,000円の増額で、職員人件費の増額であります。

次に、第70号議案 平成26年度東大和市民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の内容につきまして御説明を申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ108万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億314万5,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページの「第1表歳入歳出予算補正」につきまして御説明申し上げます。

1の歳入であります。

第8款の繰入金は108万4,000円の増額で、職員人件費に係る一般会計繰入金の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は108万4,000円の増額で、職員人件費の増額であります。

次に、第71号議案 平成26年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の内容につきまして御説明を申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ92万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億7,722万2,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページの「第1表歳入歳出予算補正」につきまして御説明申し上げます。

1の歳入であります。

第6款の繰入金は92万4,000円の増額で、職員人件費に係る一般会計繰入金の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は61万円の増額、第2款の事業費は31万4,000円の増額で、いずれも職員人件費の増額であります。

次に、第72号議案 平成26年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の内容につきまして御説明を申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,793万9,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページの「第1表歳入歳出予算補正」につきまして御説明申し上げます。

1の歳入であります。

第4款の繰入金は59万9,000円の増額で、職員人件費に係る一般会計繰入金の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は59万9,000円の増額で、職員人件費の増額であります。

次に、第73号議案 平成26年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の内容につきまして御説明を申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ162万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億1,688万2,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページの「第1表歳入歳出予算補正」につきまして御説明申し上げます。

1の歳入であります。

第9款の繰入金は162万4,000円の増額で、職員人件費に係る一般会計繰入金の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は162万4,000円の増額で、職員人件費の増額であります。

最後に、第74号議案 平成26年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の内容につきまして御説明を申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億7,653万1,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページの「第1表歳入歳出予算補正」につきまして御説明申し上げます。

1の歳入であります。

第2款の繰入金は25万2,000円の増額で、職員人件費に係る一般会計繰入金の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は25万2,000円の増額で、職員人件費の増額であります。

以上であります。各会計の補正予算における事項別明細書の説明につきましては省略をさせていただきたいと存じます。

よろしく願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第69号議案 平成26年度東大和市一般会計補正予算（第5号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（尾崎信夫君） 採決いたします。

第70号議案 平成26年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（尾崎信夫君） 採決いたします。

第71号議案 平成26年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（尾崎信夫君） 採決いたします。

第72号議案 平成26年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（尾崎信夫君） 採決いたします。

第73号議案 平成26年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（尾崎信夫君） 採決いたします。

第74号議案 平成26年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第10 26第11号陳情 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出に関する陳情

日程第11 26第13号陳情 川内原発を初めとする原発再稼働に反対し、原発ゼロ政策への転換を求める意見書の提出に関する陳情

日程第12 26第14号陳情 消費税の増税に反対する意見書提出に関する陳情

○議長（尾崎信夫君） 日程第10 26第11号陳情 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出に関する陳情、日程第11 26第13号陳情 川内原発を初めとする原発再稼働に反対し、原発ゼロ政策への転換を求める意見書の提出に関する陳情、日程第12 26第14号陳情 消費税の増税に反対する意見書提出に関する陳情、以上陳情3件を一括議題に供します。

以上陳情3件につきましては、総務委員会委員長、押本修議員の報告を求めます。

〔総務委員会委員長 押本 修君 登壇〕

○11番（押本 修君） 皆さん、おはようございます。

それでは、総務委員会の審査及び結果について報告をさせていただきます。

ただいま議題に供されました26第11号陳情 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出に関する陳情につきまして、総務委員会の審査経過並びに結果につきまして御報告いたします。

この審査は、平成26年9月10日及び12月10日に本委員会を開催し、委員間での討議により行われました。

主な発言は次のとおりであります。

私の党では、税率アップの際には軽減税率を導入するべきとの主張を続けてきた。また、これをどの品目に導入するかにつきましても、食料品はもとより、個人的には医療品などの生命にかかわるものであったり、国民が等しく情報に接するためにも、知的インフラという観点から新聞や書籍にも軽減税率は導入するべきと考えている。また、私は消費税導入時から軽減税率は導入するべきと考えていた。当然ながら、新聞に対しても賛成ですし、それ以外にも食料品等関係のものについては賛成をしていきたい。

一方、昨年末に与党税調の中で、消費税10%の段階で話し合いを持つとの決定がされているが、まだ品目については議論にもなっていないので、この段階で判断するのは時期尚早ではないのか。また、この陳情は新聞に特化されているが、一般的な生活必需品にこそ軽減税率は導入されるべきであり、まずはそちらから考えていくべきと考えている。また、新聞というのは再販価格維持制度という定価販売が義務づけられている商品であるので、軽減税率の適用については賛成できない。

以上、討議を終了し、討論を行いました。

まずは陳情に賛成の立場から。

消費税増税が行われようとしている現在、軽減税率を求めることは当然のことと思う。食料品はもちろんのこと、一方では、新聞も軽減税率の適用を受けてもいい内容だと考える。諸外国では軽減税率を調整をしていない消費税の例はないわけですから、当然のことながら日本の消費税においてもこういう内容はあつてしかるべきと考え、この陳情には賛成との立場をとらせていただく。

続いて、反対の立場から。

消費税そのものが低所得者ほど負担が重くなる最悪な大衆課税である。消費税に頼ることこそが誤りであり、ましてや消費税の増税は中止し、消費税には頼らない財政運営を考えることのほうが必要と考える。現在、大企業は大きな利益を得ているわけであり、負担能力のあるそういうところからきっちりと課税をしていくことこそが求められるべきであり、消費税の軽減税率を求めるのではなく、増税の中止や消費税の廃止こそが求められているという立場から、この陳情には反対します。

討論を終了し、採決の結果、起立少数、よって、26第11号陳情 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出に関する陳情は不採択と決しました。

次に、26第13号陳情 川内原発を初めとする原発再稼働に反対し、原発ゼロ政策への転換を求める意見書の提出に関する陳情につきまして御報告いたします。

この審査は、12月10日に本委員会を開催し、委員間の討議により行いました。

主な自由討議は次のとおりであります。

この陳情趣旨には、できる限り早期の原発ゼロを政策目標としていただきたいとあり、今すぐ原発をとめてほしいということではないと理解している。私どもの政策としても、2030年代の原発ゼロに向けてあらゆる政策資源を投入することを重点政策としておりますので、この陳情には賛成したいと考えています。

また、日本自身が自然エネルギーの技術分野において世界でもトップクラスであることを考えると、原発に頼るのではなく、今後の日本の発展のためにも、自然エネルギーを広めていくほうが本当に日本の安定になるということを訴えたい。原発を誘致したところはそれで経済が成り立ってしまっているが、森林を生かした地産地消的なエネルギー政策に転換していけば、現在どん底になっている地域こそ不況に対応できるような事例も出ている。現在はいい機会なので、原発に依存した経済政策から本当に脱却して、日本の特性を生かした地方が活性化できるような、そんな経済転換を求める上でも、今回の陳情には賛成し、意見書は上げるべきと考える。

次に、確かに原発は安全性の面からはないほうがいい。しかし、地元からは強い要望で、とにかく再稼働しようということになった。地元の人たちにとっては死活問題にほかならない。地元の方々がこれに頼っている現実を見ると、簡単に排除しようというのは言えないと思う。

自由討議を終了、討論を省略、直ちに採決を行いました。起立採決の結果、起立少数、よって、26第13号陳情 川内原発を初めとする原発再稼働に反対し、原発ゼロ政策への転換を求める意見書の提出に関する陳情、本陳情は不採択と決しました。

続きまして、26第14号陳情 消費税の増税に反対する意見書提出に関する陳情、本件につきまして御報告いたします。

主な発言は次のとおりであります。

この陳情趣旨は、消費税10%への増税を中止するとともに、8%への増税を撤回して5%へ戻せというものであり、消費税そのものを廃止しろというものではない。私は、現在の日本の経済状況等を考えると、最低限の消費税は仕方ないものと思っている。消費税が必要なときに、景気がよければ一定の割合で上げる、そして不況で困っているときには下げるといふ、本来はそういった観点でもありますので、少なくとも消費税そのものをなくせという陳情ではありませんので、賛成してもいいと考えます。

次に、今回8%へ増税したわけだが、4月から6月期のGDP値の大幅な後退に続いて、7月から9月期もマイナス1.9%とGDP値は落ち込み続けている。日本経済の6割は家計消費が支えているわけですし、この結果は日本をだめにしてしまうのではないかと考えられる。やはりこういう状況を考えると、消費税の8%への増税が大きな影響を与えているということは明確であり、10%への増税など論外というのは当然のことと思う。

自由討議を終了し、討論を行いました。

まず第1に、消費税が国民の暮らしを大きく悪化させていることは明らかであると。そして、第2に、国民

の生活が破壊されることによって日本の経済そのものが壊される点で、消費税5%導入後の10年間で日本のGDP値が10%も縮小してしまったことから明らかであり、8%へ増税されたことし4月以降の半年余りの間にもGDPは下がり続けている。3点目は、経済が壊されることによって国の税収基盤そのものをも破壊してしまう原因が消費税にはかならないということ、税収を確保するのであれば、家計消費を冷え込ませる消費税ではなく、負担能力のあるところ、いうところの大企業や大株主への適正な課税をすることによって安定的に国の税収は確保できるものとする。最後に、消費税は、社会保障にではなく、大企業減税の原資になっていることは明らか。10%への再増税などとてもない話であり、8%をもとの5%へ戻せとの意見書は当然のことであり、この陳情は採択すべきと考える。

討論を終了し、直ちに採決を行いました。起立採決の結果、起立少数、よって、26第14号陳情 消費税の増税に反対する意見書提出に関する陳情、本陳情は不採択と決しました。

以上をもちまして、平成26年第4回定例会総務委員会委員長報告とさせていただきます。議長におかれまして、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（尾崎信夫君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔総務委員会委員長 押本 修君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を行います。

〔20番 佐竹康彦君 登壇〕

○20番（佐竹康彦君） 私は、公明党を代表して、26第11号陳情 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出に関する陳情に賛成の立場から、また26第13号陳情 川内原発を初めとする原発再稼働に反対し、原発ゼロ政策への転換を求める意見書の提出に関する陳情に反対の立場から、26第14号陳情 消費税の増税に反対する意見書提出に関する陳情に反対の立場からそれぞれ討論を行います。

まず、第11号陳情についてです。

消費税は、消費者の所得に関係なく、商品やサービス価格に一定割合が課税されるため、低所得者ほど負担感が重くなるといういわゆる逆進性の問題があります。

このため、公明党は、消費税増税の低所得者対策として、食料品を初めとした生活必需品の税率を低く抑える軽減税率の導入を一貫して主張してきました。昨年末に与党が決めた税制改正大綱では、軽減税率を消費税率10%時に導入すると明記され、今般行われました衆議院選挙では、公明党と自民党の与党共通の選挙公約に軽減税率の導入を目指すことが盛り込まれました。新聞各紙の世論調査においても、軽減税率の導入については8割前後の国民が賛成をしているとの調査結果も出ています。国民の期待の高いこの制度の導入は必ず実現すべきものであると考えます。この実現に当たっては、対象品目をどうするかという課題があります。食料品などの生活必需品はもとより、私ども公明党は、新聞、出版物に関しても、社会政策的な観点から軽減税率の対象に加えるよう求めています。

日本新聞協会の声明文には、

民主主義の主役は国民です。その国民が正しい判断を下すには、政治や経済、社会など、さまざまな分野の情報を手軽に入手できる環境が重要です。欧州各国では、民主主義を支える公共財として一定の要件を備えた新聞、書籍、雑誌にゼロ税率や軽減税率を適用し、消費者が知識を得る負担を軽くしています。「知識には課税せず」「新聞には最低の税率を適用すべし」という認識は、欧米諸国ではほぼ共通しています。また、近年、いわゆる文字離れ、活字離れによってリテラシー（読み書き能力、教養や常識）の低下が問題となっています。国や社会に対する国民の関心の低下が懸念される状況です。国民のリテラシーが衰えていくことは、国の文化政策としても好ましいことではありません。知識への課税強化は確実に「国のちから」（文化力）の低下をもたらし、わが国の国際競争力を衰退させる恐れがあります。

とありました。その趣旨に大いに賛同したいと考えます。

今回の陳情は、こうした新聞協会の声明とも軌を一にするものであり、私ども公明党はこの陳情を採択すべきであると判断いたします。

以上、第11号陳情への賛成討論といたします。

続きまして、第13号陳情についてです。

福島第一原発の事故を受け、国民が原子力発電にかわる再生可能エネルギーによる電力供給に多くの期待を寄せています。私ども公明党も、東日本大震災以降、その被害を教訓として、持続可能な経済社会の構築と経済成長を両立させながら、原発への依存度を徐々に減らして、将来的に原発に依存しない社会、原発ゼロ社会を目指すこととしました。そのために、公明党は、原発の新規着工は認めず、建設後40年を経た原発の運転を制限する制度を厳格に適用していきたいと考えています。

一方、原発の再稼働については、原子力規制委員会が策定した新しい規制基準を満たすことを前提として、国民の理解と原発立地地域の住民の理解を得て再稼働するか否かを判断することにいたしました。新基準では、以前の技術で設置された原発を最新の知見に基づいて見直すバックフィット制度や活断層などの徹底的調査を進めることなどが盛り込まれており、世界一厳しい基準となっています。しかし、安全に十分ということはなく、今後も絶えざる努力が必要ですが、新基準による規制は信頼に足る内容だと考えています。そして、川内原発は、新基準規制を満たすとの判定が下されました。

またこのたび、薩摩川内市並びに鹿児島県では、住民からの九州電力川内原発の早期再稼働を求める陳情が採択をされました。多くの意見がある中で、地域住民及び地元議会の重大な決断であったと推察します。

これらの経緯を鑑み、地元の決断を尊重するべきであると考えます。

よって、今回の陳情内容には反対の立場であることを表明し、第13号陳情への討論といたします。

続きまして、第14号陳情についてです。

本年4月より、消費税率がそれまでの5%から8%へと引き上げられました。これは、民主党、自民党と私ども公明党の3党による税と社会保障の一体改革に関する合意形成を経て実行されたものです。毎年1兆円ずつふえ続けると言われている社会保障の財源をいかに確保して国民生活を支えていくのかということは、国の大きな政治課題です。

私ども公明党は、今後の社会保障の維持、充実のために消費税率を上げることは必要であると判断をしました。と同時に、消費税率引き上げに際し、それは社会保障費に充てるべきと強く主張してその意向が反映されました。また、公明党の主張によって、逆進性を緩和させるための最善の方法として、食料品等への軽減税

率の導入について検討することを3党の合意事項に追加をさせました。そのことがまさに今実現の方向へ大きく動き出しております。消費税の増税によって社会保障が充実、安定することは、結果として社会的弱者を守る施策の充実につながっていくものであります。大変重い決断ではありましたが、急速に進む少子化、高齢化に対処するために避けることのできないものであったと考えます。

今回の陳情では、10%引き上げはもとより、8%への引き上げも撤回するよう求めています。これは、これからも進行し続けるであろう少子化、高齢化の現状を真摯に受けとめ、そうした社会情勢でも国民に対する社会保障施策が疎かにならないようにするために我が党が下した決断とは方向性を異にしております。そのため、今回の陳情趣旨には賛同いたしかねると言わざるを得ません。

よって、この陳情には反対の立場をとるものであると申し上げ、討論とさせていただきます。

以上です。

[20番 佐竹康彦君 降壇]

[3番 尾崎利一君 登壇]

○3番(尾崎利一君) 日本共産党を代表して、26第11号陳情に反対、26第13号陳情に賛成、26第14号陳情に賛成の立場から討論を行います。

まず、26第14号陳情 消費税の増税に反対する意見書提出に関する陳情については採択すべきという立場で討論します。

1996年と1999年の税収を比べると、97年に5%への消費税増税で消費税収が5兆円ふえたにもかかわらず、税収全体では6兆円も減少する結果となりました。5%への消費税増税で日本経済が大打撃を受けたからにはかなりません。ことし4月の8%への増税も日本経済に大打撃を与え、経済をだめにしては元も子もなくなることを安倍首相も認めて、10%への再増税が延期されました。

第1に、消費税は国民の暮らしを壊し、低所得層ほど負担の重い格差拡大の最悪の大衆課税です。アベノミクスで格差と貧困が広がる中で最悪の選択肢と言わなくてはなりません。

第2に、日本経済の6割を占めるのは国民の家計消費であり、暮らしを壊す消費税増税は日本経済をもだめにしてしまいます。

第3に、日本経済がだめになってしまえば税収の基盤さえ失われ、国の財政をも壊してしまうことは過去2回の消費税増税で明らかです。

第4に、社会保障の財源のための消費増税と言いながら、社会保障は切り捨てばかりです。実際には、25年間の消費税収280兆円のうち255兆円が法人税減収によって相殺されてしまいました。大企業減税の財源として使われてきたのが実態です。

第5に、社会保障の財源は、格差を拡大する消費税によってではなく、応能負担の原則を取り戻し強化することによって、具体的には大企業と大株主、富裕層への増税によって賄うべきです。

以上の理由により、本陳情は採択し、政府に意見書を提出すべきです。

次に、第11号陳情 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出に関する陳情については不採択とすべきです。

日本共産党は消費税増税に反対し、消費税に頼らない財政運営を主張しています。消費税をなくしていく過程の中で、医療費や生活費についてゼロ税率を適用することなども視野に入れていきます。しかし、現状は、消費税をなくすのではなく、増税しようという流れの中にあります。この状況のもとでの軽減税率の主張は、消

費増税を容認するものとなります。陳情理由の中にあるように、経営を破綻に追い込む消費税は、増税を中止し、なくす方向へ転換してこそ矛盾を解決することになります。

よって、本陳情は不採択とすべきです。

次に、26第13号陳情 川内原発を初めとする原発再稼働に反対し、原発ゼロ政策への転換を求める意見書の提出に関する陳情については採択すべきです。

原発が一つも動いていないという状況は15カ月になります。原発がなくても日本の電力、エネルギーは足りていることが事実で証明されました。この間の国民の節電努力は原発13基分に匹敵すると言われています。それにもかかわらず、原発を再稼働させ、危険な原発に頼るエネルギー政策をとるとするのは、福井地裁判決のとおり、国民の命と安全をおとしめるものにほかなりません。

最近、電力業界の言うがままに、政府は、個人の太陽光発電についても電力会社が買い取りを拒否できる方向性まで打ち出してきました。自然再生エネルギーの普及に逆行する動きです。自然再生エネルギーへの転換こそ求められています。

よって、本陳情は採択し、政府に意見書を提出すべきです。

以上です。

[3 番 尾崎利一君 降壇]

[4 番 実川圭子君 登壇]

○4番(実川圭子君) 議席番号4番、実川圭子です。

26第11号陳情 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出に関する陳情、26第13号陳情 川内原発を初めとする原発再稼働に反対し、原発ゼロ政策への転換を求める意見書の提出に関する陳情、26第14号陳情 消費税の増税に反対する意見書提出に関する陳情の3つの陳情に全て賛成の立場で討論します。

まず、新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書及び消費税の増税に反対する意見書の提出に関する陳情についてですが、消費税増税に関して何%にするかという数値ばかりが先行し、その影響に関して議論が進んでいないことに懸念を感じます。消費税増税は全額社会保障に充てるとのことですが、増税延期後その分の保障はどうしていくのか、私たちには見えてきません。

一方で、政府はたくさんの税金を使って公共事業や海外援助やさまざまな施策を行っていますが、そのバランスの悪さを解消しないまま、諸外国に比べて消費税率が低いと判断すべきではありません。税の使い道あるいは社会保障費についての精査を行ってから消費税増税に踏み切るべきだと考えます。

よって、この2つの陳情には賛成します。

続いて、川内原発を初めとする原発再稼働に反対し、原発ゼロ政策への転換を求める意見書の提出に関する陳情についてですが、福島第一原発の事故後、原発の危険性、コストが高い電源であること、事故がなくても被曝の問題や使用済み燃料の処分の問題などがあり、生命の危険を伴うものだという事は多くの市民の知るところとなりました。また、地震や噴火など、自然災害への対応や避難計画の作成などもできない中、原発を再稼働することは許されません。

さらに、福島第一原発周辺では、いまだ多くの避難生活を続けている方がいること、汚染水が流され続けていること、燃料の取り出し中であること、放射線量が高く、原因や現状をいまだ調査できずにいること、また、廃炉に向けた解体などの課題は山積みですが、そのような中で他の原発再稼働は到底認められません。地元の住民は賛成とのことですが、そこは政治主導で再生可能エネルギーに舵を切れば、立地自治体も危険な原発に

頼った生活を続ける必要がなくなります。

また、再生可能エネルギーは、九州電力管内で原発約12基分に相当する発電量が整備されてきているにもかかわらず、それを生かす制度をつくらず、安定供給が難しいという理由で買い取りを制限するような事態になっています。

福島第一原発事故後、イタリアやドイツでは原発をやめ、再生可能エネルギーの利用をふやしていく政策に転換しました。国内のさまざまな自治体でもエネルギーの地産地消を進める動きも出てきています。今や、エネルギーの問題は単に電力会社や国だけの問題ではなく、身近な地域の問題となりつつあります。その動きをさらに進めることで危険な原発を一刻も早く廃炉にしていけることができると考えます。

よって、本陳情に賛成し、意見書を提出することを強く求め、賛成討論といたします。

[4 番 実川圭子君 降壇]

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

26第11号陳情 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出に関する陳情、本件に対する委員長報告は不採択です。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（尾崎信夫君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

○議長（尾崎信夫君） 採決いたします。

26第13号陳情 川内原発を初めとする原発再稼働に反対し、原発ゼロ政策への転換を求める意見書の提出に関する陳情、本件に対する委員長報告は不採択です。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（尾崎信夫君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

○議長（尾崎信夫君） 採決いたします。

26第14号陳情 消費税の増税に反対する意見書提出に関する陳情、本件に対する委員長報告は不採択です。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（尾崎信夫君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決めます。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時47分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13 東大和市内保育園及び学童保育所の待機児の現状と課題について

○議長（尾崎信夫君） 日程第13 東大和市内保育園及び学童保育所の待機児の現状と課題について、本所管事務調査について報告を行います。

これより、厚生文教委員会委員長、中間建二議員の報告を求めます。

[厚生文教委員会委員長 中間建二君 登壇]

○18番（中間建二君） 厚生文教委員会委員長、中間建二でございます。

平成25年第4回東大和市議会厚生文教委員会におきまして所管事務調査を行うこととした事項につきまして、調査の結果を御報告申し上げます。

調査事項は、東大和市内保育園及び学童保育所の待機児の現状と課題についてであります。

お手元に御配付されております厚生文教委員会所管事務調査報告書をごらんいただきたいと存じます。

本調査につきましては、平成25年第4回委員会から平成26年第11回委員会まで10回にわたって調査を行うとともに、市内保育園、学童保育所、放課後子ども教室等のほかに江戸川区のすくすくスクール事業などの先進事例についても調査活動を行いました。

調査結果の概要は次のとおりであります。

1の現状と課題であります。近年、本市における保育園及び学童保育所における待機児童対策については、当事者の市民はもとより、議員からも数多くの要望が寄せられており、議会としても待機児ゼロに向けた対策の必要性について共通の認識を持ってまいりました。

東大和市におきましては、平成22年3月に東大和市保育計画を策定するなど、保育園の待機児童解消に向けた施策を進めております。また、学童保育所についても平成25年4月に新たに桜が丘クラブを開設したほかに、児童館でのランドセル来館事業や放課後子ども教室も行われており、一定の成果を上げていると思われま

す。国においては、平成27年度から消費税増税分の財源が充てられることを前提に、子育て支援サービスの量と質の充実を図ることを主な目的とした子ども・子育て支援新制度がスタートする予定となっております。本市における条例制定等の対応も求められております。これまでの施策の効果や現状を調査することで、今後の保育園及び学童保育所の待機児童対策の方向性を明らかにしていく必要があるということでもあります。

次に、2の保育園についてであります。平成26年4月1日現在、市内に存在する保育資源及び東大和市保育計画に基づく待機児童対策及び東大和市保育計画以外での進展については、報告書に記載のとおりであります。

これらの対策が進められた結果、平成22年度には96人まで増加した待機児童は、新基準定義において、平成26年4月1日現在で、ゼロ歳、2歳、3歳、4歳、5歳の全ての年代で待機児童ゼロを達成し、1歳児のみ14人となり、待機児童数は大きく減少しております。

また、現地調査を行った向原保育園、玉川上水保育園では、増改築された新しい清潔な園舎において、ゆったりとした落ちついた空間で丁寧な保育が行われている様子を確認をいたしました。

次に、3の学童保育所についてであります。各小学校に併設された学童保育所、学童クラブ10施設に加え、平成25年4月に新たに桜が丘クラブが開設されました。

学童保育所11施設においては、基準定員が600人のところ、弾力的措置として定数を750人に拡大し受け入れ増を図っております。その結果、平成20年度に最大80人であった待機児童数は、26年4月1日現在で、第一クラブ4人、第二クラブ43人となり、他の9施設では待機児童が解消しております。

一方、第二クラブの待機児童を受け入れているなんがいで児童館におけるランドセル来館では、手狭な施設に大勢の子供を受けている状況であり、緊急避難的措置とはいえ、何らかの対応が必要な状況でありました。

また、小学校10校全てにおいて放課後子ども教室が実施されており、子供の居場所づくりに貢献しているものの、毎日実施している学校は1校のみであり、待機児童対策としての効果は限定的と思われます。

先進自治体として行政視察を行った江戸川区のすくすくスクールでは、全ての小学校において学童保育所と放課後子ども教室が一体的な運用がされており、1年生から6年生までの希望する全ての児童を受け入れるとともに、地域の協力を得ながら、まさに時代のニーズに応じた充実した事業が展開をされている状況でありました。

次に、4の子ども・子育て支援新制度への対応についてであります。東大和市においては、平成25年8月に子ども・子育て支援会議を設置し、専門家や子育て家庭の市民の代表を委員として、ニーズ調査や新制度に対応した条例制定の準備を進めてきております。その結果、26年4月に東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査報告書がまとまり、東大和市市議会第3回定例会において新制度に対応した条例の新設や一部改正が行われたところであります。

保育園の待機児童対策については、新制度において、保育園、幼稚園、認定こども園、小規模保育所等が共通の給付制度となりますが、このことによって待機児童がどの程度解消されるかについては、各家庭における意向もあり、不透明な状況であります。

学童保育所の待機児童対策については、入所要件が小学校1年生から3年生までのところを6年生までに拡大されたことで新たな待機児童が発生することが予測されており、27年度以降の対策が急務な状況となっております。

最後に、5の目指すべき方向性についてであります。保育園の待機児童対策については、これまでの施策の実施で大きな効果を上げております。平成27年度以降の新制度においてどのような状況になるかを慎重に見きわめる必要があります。

担当部としては、既存の保育資源を効果的かつ有効的に活用する方針を示しており、認定こども園等での受け入れが進むことが期待をされます。

保育園入園希望者の意向を見据えつつ、ニーズ調査の結果に基づく適正な対応が望まれます。

学童保育所の待機児童対策については、既存の施設だけでは対応できないことが予想されることから、教育委員会と十分な調整を図り、学校施設を有効に活用することが望まれております。

その際、江戸川区のすくすくスクールは十分に参考にすべき事業であり、現状の放課後子ども教室を拡充する方向で、地域の協力を得ながら放課後の児童の健全育成をしっかりと図っていく必要があるとの内容となりました。

厚生文教委員会におきましては、平成25年6月に開催された第4回委員会から本日まで、本件を含めて3件の所管事務調査を並行して行い、報告書の取りまとめを行いました。この間の委員各位の深い御理解と御協力に心から感謝を申し上げます。

以上で厚生文教委員会における所管事務調査の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いを申し上げます。

〔厚生文教委員会委員長 中間建二君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 以上で報告は終了いたします。

日程第14 第64号議案 市道路線の変更について

日程第15 第65号議案 市道路線の一部廃止について

日程第16 第66号議案 市道路線の廃止について

日程第17 26第12号陳情 労働者保護ルールの見直しを求める意見書提出に関する陳情

日程第18 市内の橋梁について

○議長（尾崎信夫君） 日程第14 第64号議案 市道路線の変更について、日程第15 第65号議案 市道路線の一部廃止について、日程第16 第66号議案 市道路線の廃止について、日程第17 26第12号陳情 労働者保護ルールの見直しを求める意見書提出に関する陳情、日程第18 市内の橋梁について、以上、議案3件、陳情1件を議題に供し、所管事務調査については報告を行います。

これより、建設環境委員会委員長、関野杜成議員の報告を求めます。

〔建設環境委員会委員長 関野杜成君 登壇〕

○8番（関野杜成君） ただいま議題に供されました第64号議案 市道路線の変更について、第65号議案 市道路線の一部廃止について、第66号議案 市道路線の廃止について及び26第12号陳情 労働者保護ルールの見直しを求める意見書提出に関する陳情について及び建設環境委員会所管事務調査、橋梁についての課題と結果の御報告をいたします。

まず初めに、市道路線の変更についてです。

第64号議案 市道路線の変更について、第65号議案 市道路線の一部廃止について、第66号議案 市道路線の廃止について、以上3件について御報告いたします。

本委員会は、平成26年12月12日に開催し、説明員に副市長ほか関係部課長の出席を求め、審査を行いました。本議案については既に本会議において提案理由の説明がなされているため、説明を省略し、現地視察を行いました。

現地視察終了後、質疑に入りましたが、現地での確認ができていることから、質疑、自由討議、討論を終了し、直ちに採決に入りました。

第64号議案 市道路線の変更について及び第65号議案 市道路線の一部廃止について、第66号議案 市道路線の廃止については、原案どおり全会一致にて可決となりました。

次に、26第12号陳情 労働者保護ルールの見直しを求める意見書提出に関する陳情についてです。

本委員会は平成26年11月7日に開催し、説明員に関係部課長の出席を求め、審査を行いました。

事務局朗読の後、主な質疑は次のとおりです。

初めに、東大和市として、市内の労働者の中で派遣などの形で働いている方などの程度はつかんでいるかと

の問いに、市内の統計はございませんとの答弁でした。

次に、生活保護行政の中で、派遣切りにあって相談にこられるなど、雇用の不安定な状況はつかんでいるかとの問いに、25年9月の決算資料で提出したものの内訳がある。その中で、派遣切りについて特定して数が多い、少ないというデータはないと認識していますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、自由討議を行いました。

自由討議では以下の意見が出ました。

陳情趣旨は1、2、3と3つある。その中で2番は、現在国会で労働者派遣法の見直しが行われているので判断が難しいが、1と3について意見書を出す形ができればと思うが、皆さんの御意見はどの自由討議でした。

次に、別委員からも自由討議があり、意見は以下のとおりです。

労働者側の陳情者での話も十分理解できるわけですが、例えば雇用の金銭解決制度について、裁判で勝っても、職場復帰そのものはいろいろな意味で難しい。そこで、金銭をしっかりと取るべきだというような意味合いも実はあるというふうに私は解釈している。また、日本の企業がこれからグローバルにいくときに、今までの日本の雇用方法だけでは、なかなか海外の優秀な方を雇うことが難しい。そういう中で、こういう制度も一つのやり方としてあるのではないかというような一面もあるように聞いている。また、限定社員の場合も、要は地域限定社員や時間限定社員ということで、これ自体は需要も労働者側にあるというふうに聞いている。いろんな面から考えると、ある一面だけの意見を出すということは私は市議会としてはいかなものかと思う。私自身、これはあくまでも趣旨を一応酌んでいただいて、この面での意見書は出せないということで、市議会としてこの趣旨を酌みとっていただける判断をしていただけるのが一番いいのではないかと私は思っていますという討議がありました。

以上で自由討議を終了し、討論を行いました。

討論は次のとおりです。

陳情に賛成の立場ということで討論に参加したいと思います。私は、今、国会の中でかかっている派遣労働の拡大ですとか、そういったことが一番心配なのは、過労死の抑制に逆行するのではないかとすることが一番心配されるところです。この陳情は積極的に生かされていくことが望ましいというふうに考えております。ここ1年ぐらい、労働者保護条例の見直しについては過労死の問題を一番重視して議論を出発していたはずですから、そのところに立ち返って、単純に、例えば年収100万円のハイクラスの管理者だったら、もうちょっと労働条件を柔軟に見ていいのではないかという話もあるんでしょうけれども、余り適切じゃないというふうに思っていますとの討論がありました。

討論については以上です。

討論を終了し、採決に入りました。

採決の結果、起立少数にて不採択と決しました。

次に、所管事務調査について報告いたします。

調査項目については、市内の橋梁についてです。

調査年月日は、平成25年9月13日に開催した第5回委員会において、市内の橋梁の現状と今後の耐震補強などの必要性について調査を行うことを決定し、計9回の委員会開催と現地調査を行いました。

調査報告並びに各委員からの意見の概要は次のとおりであります。

1、現状と課題。

3・11の東日本大震災から3年と9カ月がたちました。当市でも今後起こり得る地震被害の一つとして、橋梁の崩壊が考えられる。また、国や東京都による橋梁の現状調査は簡易的なものであり、今後崩落の危険が考えられることから、補強などの措置も検討しなければならない。また、今後起こり得る震災時の橋梁崩落の際、避難経路の迂回路などについて、周辺住民への周知など、市の計画が必要と考えられる。

2番、資料と質疑、現地調査から見えてきた課題についてであります。

市内には58の橋梁があります。内訳は、空堀川が25橋、奈良橋川が15橋、前川が8橋、水路などにかかる橋が6橋、野火止用水が2橋、市道第8号線にかかる陸橋が1橋、横断歩道橋が1橋であります。詳細については、別紙、橋梁現況調査参照をお願いいたします。構造形式は91%がコンクリート橋であります。

また、昭和30年代から昭和40年代に建設されたものが多い中、昭和6年が1橋、昭和10年が2橋、不明が3橋と、建設から50年以上経過している橋梁も多くありました。

また、所管事務調査中に市は、国土交通省からの指導に基づき、橋梁やトンネルなどを含む道路ストックについて緊急的に安全確認をするため、委託による橋梁点検調査を平成25年11月7日から平成26年3月20日まで間で行いました。

2日間の現地調査で5カ所の確認を行いました。その際、ひび割れやコンクリートが浮いているなどの箇所が半数以上の橋梁で確認でき、適切な対応が必要との見解に至っております。

橋梁点検調査後の報告書でも、コンクリート橋にはひび割れ、遊離石灰、鉄筋露出、剥離などが、鋼橋には桁の腐食などが、高欄にはボルトの脱落などが確認をされております。

また、平成19年に建設された空堀川の上砂一の橋については、築8年ではあるが、主桁にひび割れが見られ、またその下部にもひび割れが見られておりました。

最終的には、市が管理する橋梁は52橋となっております。差し引いた6橋については括弧内にありますので、確認をお願いします。

今後長寿命化計画が策定されることとなるが、橋梁と取り扱いが違う市内の六小前にある歩道橋についても順次状況確認が必要であるという課題が見えてまいりました。

3番、市内の橋梁に関する提言であります。

橋梁点検調査が終了して、今後は長寿命化修繕計画の策定に移るが、いつ起こるかかわからない震災等に対応できるよう、損傷が深刻な箇所や利用頻度、荷重などを考慮した修繕計画を立てることを提言いたします。

また、築8年の橋梁でもひび割れなどが確認されていることから、修繕終了後の維持管理計画では、設置年数に関係なく全体を見た計画を策定することを提言いたします。

その他、市内にある東大和市以外が管理している橋梁については、各管理者からの定期的な情報収集に努めることを提言いたします。

前述の課題でも触れましたが、震災時の橋梁崩落などの対応として、二次災害の発生を防止するための避難方法（迂回路など）についても検討することを提言します。

最後は、かけかえの必要が出てくるため、その費用やまちづくりでの必要性について、当市の他の計画でも考慮することも提言いたします。

また、将来、河川の上が道路になった際、以前ここに河川があったなど、わかるようなモニュメントの設置についても検討することを提言いたしたいと思っております。

以上が建設環境委員会所管事務調査、市内の橋梁についての報告となります。

以上について、建設環境委員長の報告となります。議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いをいたします。

○議長（尾崎信夫君） 報告が終わりました。
質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔建設環境委員会委員長 関野 杜成君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を行います。

〔5 番 二宮由子君 登壇〕

○5 番（二宮由子君） 議席番号5番、二宮由子です。

民主党を代表いたしまして、26第12号陳情 労働者保護ルールの見直しを求める意見書提出に関する陳情に賛成の立場で討論を行います。

我が国は、働く者のうちおよそ9割が雇用関係のもとで働く雇用社会であり、雇用労働者が安定的な雇用と公正な処遇のもとで安心して働くことのできる環境を整備することがデフレからの脱却、ひいては日本経済や社会の持続的な成長のために必要と考えます。

政府内に設置された一部の会議体では、成長戦略の名のもとに、雇用主は金さえ払えば解雇でき、労働者が職場復帰を望み裁判で勝訴してもその道が閉ざされる解雇の金銭解決制度や、労働時間に関する基本的かつ最低限の保護さえ受けられず、成果のみで評価され、過重労働などが懸念されるホワイトカラーエグゼンプションの導入、勤務地や仕事内容、労働時間を限定し解雇しやすい正社員をふやす制度、限定正社員の普及、派遣労働者は生涯派遣の低賃金のままで働き続ける仕組みの導入により労働者保護の後退を招くおそれのある労働者派遣法の見直しなどといった労働者を保護するルールの後退が懸念される議論が行われています。

働く者の犠牲の上で成長戦略を描くことは決して許されることではなく、むしろ政府が掲げる経済の好循環とは全く逆の動きであるといえるのではないのでしょうか。

日本再興戦略2014は、経済社会の立て直しという国民生活に直結する根本的なテーマであるにもかかわらず、働く者の代表が参画できない中で、政府内の会議体である経済財政諮問会議、産業競争力会議で議論し、提言されました。本来であれば、雇用、労働政策にかかわる議論はILOの三者構成原則にのっとり労働政策審議会で行うべきであり、働く者が参画できない場での議論の結果、閣議決定されました日本再興戦略2014は、国際標準から逸脱したものと言わざるを得ません。

私たち市民の雇用が脅かされ、生活者の安心、安全が守られない改革は真の成長戦略とは言えず、雇用を軸とした安心社会の実現を図るためにも、本陳情に賛成するものです。

以上です。

〔5 番 二宮由子君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第64号議案 市道路線の変更について、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（尾崎信夫君） 採決いたします。

第65号議案 市道路線の一部廃止について、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（尾崎信夫君） 採決いたします。

第66号議案 市道路線の廃止について、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（尾崎信夫君） 採決いたします。

26第12号陳情 労働者保護ルールの見直しを求める意見書提出に関する陳情、本件に対する委員長報告は不採択です。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（尾崎信夫君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

日程第19 委第4号議案 東大和市議会会議規則の一部を改正する規則

○議長（尾崎信夫君） 日程第19 委第4号議案 東大和市議会会議規則の一部を改正する規則、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔15番 森田憲二君 登壇〕

○15番（森田憲二君） ただいま議題になりました委第4号議案 東大和市議会会議規則の一部を改正する規則について、提案理由の説明を申し上げます。

内容をもって提案理由にかえさせていただきます。

東大和市議会会議規則の一部を改正する規則。

東大和市議会会議規則の一部を次のように改正するということであります。

欠席等の届出、第2条、議員は、事故のため欠席するときは、あらかじめその理由を明らかにして、議長に届け出なければならない。遅刻、早退についても同様とする。

第81条を次のように改めます。

欠席等の届出、第81条、委員は、事故のため欠席するときは、あらかじめその理由を明らかにして、委員長に届け出なければならない。遅刻、早退についても同様とする。

第96条の次に次の1条を加えます。

欠席の届出、第96条の2、派遣委員は、事故のため欠席するときは、あらかじめその理由を明らかにして、委員長に届け出なければならない。遅刻、早退についても同様とする。

第8章中の第156条の次に次の1条を加える。

欠席の届出、第156条の2、派遣議員は、事故のため欠席するときは、あらかじめその理由を明らかにして、議長に届け出なければならない。遅刻、早退についても同様とする。

附則としまして、この規則は平成27年1月1日から施行するものであります。

以上であります。議長においてよろしく……失礼しました。

第81条の後、第88条中「対する質疑」の次に「自由討議」を加えるという文言が抜けておりました。大変失礼しました。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

[15番 森田憲二君 降壇]

○議長(尾崎信夫君) 説明が終わりました。

本案につきましては、議会運営委員会において全会一致により提出することと決定されたものであります。よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(尾崎信夫君) 御異議ないものと認め、さよう決します。

直ちに採決いたします。

委第4号議案 東大和市議会会議規則の一部を改正する規則、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(尾崎信夫君) 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第20 議第7号議案 東大和市議会広報委員会設置規則の一部を改正する規程

○議長(尾崎信夫君) 日程第20 議第7号議案 東大和市議会広報委員会設置規則の一部を改正する規程、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[19番 御殿谷一彦君 登壇]

○19番(御殿谷一彦君) ただいま議題となりました議第7号議案 東大和市議会広報委員会設置規則の一部を改正する規程につきまして、提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

会議規則を初めとした関係規則等の見直しの中で、東大和市議会広報委員会設置規則においても欠席等の届出及び記録に関する規程の整備を行うことから御提案申し上げるものであります。

それでは、改正内容について説明申し上げます。

改正案文をごらん願います。

まず、現条文の第8条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加えるものであります。

加える条文についてであります。まず第8条は、欠席等の届出に関する規程であります。現在、欠席等における規程がないことから、会議規則等にのっとり同様の規程を整備するものであります。

内容であります。委員は、事故のため欠席するときは、あらかじめその理由を明らかにして、委員長に届け出なければならないとし、遅刻、早退についても同様とするものであります。

第9条1項は、記録に関する規程であり、第8条同様に新たに規定するものであります。

内容であります。委員長は、第2条第1項第1号に規定する事項以外に関する議事のうち、必要と認めるものについては、職員をして会議の概要、出席者の氏名等必要な事項を記載した記録を作成するものとし、広報委員会所管事項のうち、東大和市議会だよりの編集及び発行に関すること以外の事項のうち、必要と認めるものについて記録を作成することとするものであります。

同条第2項は、東大和市議会委員会条例と同様、記録は議長が保管することとするものであります。

最後に附則であります。この規程の施行日を平成27年1月1日とするものであります。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

〔19番 御殿谷一彦君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

直ちに採決いたします。

議第7号議案 東大和市議会広報委員会設置規程の一部を改正する規程、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第21 議員派遣について

○議長（尾崎信夫君） 日程第21 議員派遣について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第156条の規定により、お手元に御配付してあります議員派遣についてのとおり閉会中の議員派遣を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○議長（尾崎信夫君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成26年第4回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午前11時24分 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 尾 崎 信 夫

副 議 長 関 田 正 民

署 名 議 員 大 后 治 雄

署 名 議 員 蜂 須 賀 千 雅